

資料 3

谷村第一小学校・都留文科大学附属小学校 学校統合実施計画

令和 7 年 5 月
都留市教育委員会

1 対象校・就学区域・計画期間等について

(1) 対象校

この実施計画が定める統合校は、谷村第一小学校と都留文科大学附属小学校とします。

(2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、現谷村第一小学校とし、都留文科大学附属小学校の全児童が転学します。

(3) 「都留文科大学附属」小学校の継承

都留文科大学から、都留文科大学附属小学校を他校と統合するにあたっては、統合先校において「都留文科大学附属」という名称を継続して称して欲しいとの要望が出されていることから、「都留文科大学附属」の小学校の位置づけを統合後の谷村第一小学校（以下「新・谷村第一小学校」といいます。）へ継承します。

また、都留文科大学附属小学校が認定を受けている「教育課程特例校（英語特区）」は、新・谷村第一小学校においても認定を取得するものとします。

(4) 学校の名称、校歌、校章

新・谷村第一小学校の名称を「(仮称) 都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校」とし、また、校歌、校章は現谷村第一小学校のものを継承することで、統合準備委員会で協議し、決定します。

(5) 統合の時期

現在、都留文科大学附属小学校が認定を受けている「教育課程特例校（英語特区）」の認定期間が令和8年度末で終了することから、令和9年4月の統合を目指します。

(6) 就学区域

就学区域は、谷村第一小学校と都留文科大学附属小学校を合わせた区域とします。

学校名	通学区域（現行）	⇒	通学区域（統合後）
谷村第一小学校	上谷一丁目から上谷六丁目、 田原一丁目から田原四丁目、 上谷、中央一丁目から中央四 丁目、つる一丁目からつる五 丁目、下谷一丁目から下谷四 丁目、下谷、 <u>大野のうち熊井 戸（県営熊井戸団地を除く。）</u> 、 <u>小野のうち緑町、法能のうち 住吉町、日ノ出町、川棚の地 域</u>	⇒	上谷一丁目から上谷六丁目、 田原一丁目から田原四丁目、 上谷、中央一丁目から中央四 丁目、つる一丁目からつる五 丁目、下谷一丁目から下谷四 丁目、下谷、 <u>大野</u> <u>、小野</u> <u>、法能のうち住吉町、日ノ 出町、川棚の地域</u>
都留文科大学附 属小学校	<u>大野（県営熊井戸団地を含め、 熊井戸を除く。）、小野（緑町 を除く。）</u>		削除

(7) 計画期間

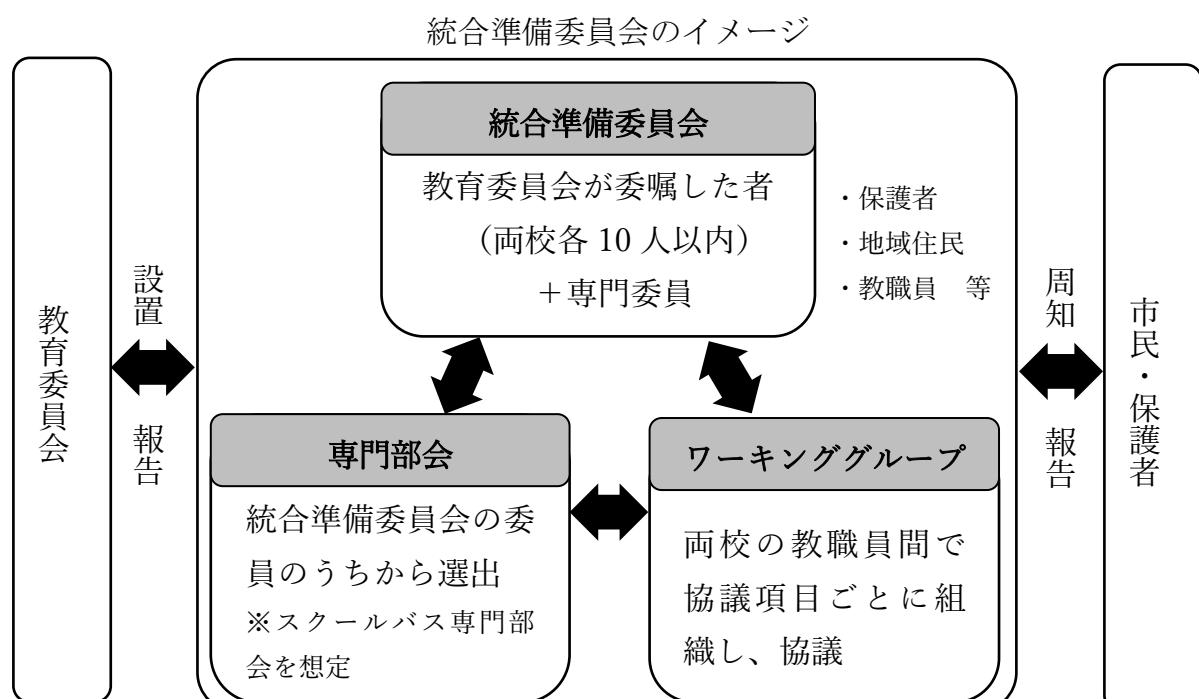
計画期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
統合関係	実施計画策定	統合準備委員会の設置		
		保護者・地元説明会等	例規等改正 ・議会議決	R9.4.1 統合
施設設備品整備			統合に必要な施設改修・備品購入	
校舎関係			附属小閉校	
		跡地利用について検討		

2 統合準備委員会の設置

学校の統合の円滑な移行を目指すとともに所要の準備に資するため、必要な調査及び審議をする組織として両校の関係者で構成する「統合準備委員会」を設置します。

また、「統合準備委員会」に、統合に係る諸課題について調査、検討、調整及び関連する業務を行う「専門部会」と統合する学校間の教職員で調査検討するための「ワーキンググループ」を設置するものとし、十分な理解と協力を得ながら進めていきます。



(1) 統合準備委員会

ア 統合準備委員会は、両校の①保護者を代表する者、②通学区域内の住民を代表する者、③教職員を代表する者、④その他教育委員会が必要と認める者、各10人以内の計20人以内で組織します。なお、現任の学校評議員は原則として委員になります。

イ 統合準備委員会は、統合準備に関する調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとします。また、「(仮) 統合準備委員会だより」等により保護者や地域住民等に検討内容の周知を図るとともに、説明会等を開催し市民意見の集約に努めます。

ウ 統合準備委員会に「専門部会」と「ワーキンググループ」を置き、細部について調査・検討していきます。

エ 統合準備委員会の検討内容は、次の事項を想定しています。

- ・学校の名称、校歌、校章等に関すること
- ・統合記念式典行事等の実施に関すること
- ・校務分掌その他教務に関すること
- ・学校行事に関すること
- ・校則に関すること
- ・通学方法（スクールバス）、通学路の安全対策等に関すること
- ・児童、教職員等の交流事業に関すること
- ・移転計画に関すること（学校の歴史等の継承、備品移管等）
- ・施設点検、改修箇所等に関すること（統合に関するものに限る。）
- ・P T A組織（規約・役員の選出方法等）に関すること
- ・保護者負担金、教材等に関すること
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に関すること
- ・学校跡地利用に関すること（基本的には市長部局の所管事項）
- ・学童保育、放課後子ども教室に関すること（基本的には各担当課の所管事項）
- ・その他

オ 専門的な事項を検討するため、アドバイザーとして「専門委員」を置くことができることとします。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、所掌事項に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を統合準備委員会へ報告します。

イ 今回の統合に関しては、専門部会において、スクールバスに関する事項を調査、検討することを想定しており、統合準備委員会の委員のうち都留文科大学附属小学校関係者を部会員とします。

(3) ワーキンググループ（WG）

ア 統合する学校間で所掌事務に係る調査、検討、調整を行うために、調査検討項目ごとに、統合する学校の教職員のうちから当該校長が指定する教職員で組織するワーキンググループ（WG）を設置します。

イ ワーキンググループの設置（案）及び検討内容（案）については次のとおりです。

WG（案）	検討内容（案）
総務WG	学校運営・方針、記念行事、保護者負担、P T A組織等
教育課程WG	教育課程内容、児童生徒の交流、学校行事、特別支援学級等

児童指導WG	登校班、通学路、スクールガード、校則等
施設設備品WG	施設整備・改修、備品教材整備（既存使用・購入）等

3 統合にあたって配慮すべき事項

(1) 学校生活における不安への対応について

ア　学校統合時において、都留文科大学附属小学校の児童は「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。これは保護者にとっても同様です。統合前後の不安や動搖をできる限り軽減できるよう、統合前に両校の児童、教員の交流活動を実施します。

イ　統合後の学校で円滑に学校生活がスタートできるよう、統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するよう県教育委員会に要請していきます。

(2) 通学環境の整備について

ア　学校の統合が行われた場合、都留文科大学附属小学校の児童は必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離が延びることで、児童が体力的にも精神的にも負担が増します。学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように、遠距離通学についてはスクールバス等の交通手段を導入していきます。

イ　スクールバスを導入する際は、児童の乗車時間が必要以上に長くならないよう、また、学年毎に異なる下校時刻や学校行事への対応、早朝登校の回避など柔軟な対応が図れるよう、学校の実情に併せた運行経路や運行計画等を専門部会で十分検討し、関係機関と調整していきます。

ウ　通学路の安全確保については、特段の配慮が必要となることから、引き続き、地域の要望を聞く中で、関係課や関係機関と調整しながら進め、児童の安全安心な上下校にも十分配慮していきます。また、谷村第一小学校の周辺は送迎車も多く、現状でも事故のリスクが高いことから、児童の安全を確保するため専用の乗降所を確保していきます。

(3) 通学区域について

ア　英語特区を新・谷村第一小学校でも継続することとしていることから、統合後の通学距離や保護者の事情などの要件に沿った指定校変更の承認は、申請に基づき学校指定に関する弾力的な運用を行います。

(4) 学校施設整備について

ア　統合後は谷村第一小学校の校舎を使用することから、令和8年度中に統合に必要な施設改修を実施します。

イ　都留文科大学附属小学校所管の備品等については、まずは新・谷村第一小学校での使用希望を優先して配分し、その後に市内の他校の希望に沿い配分します。

ウ　閉校後の都留文科大学附属小学校の歴史、伝統、文化を継承するため、新・谷村第一小学校にメモリアルスペースを確保します。

(5) 閉校後の学校施設・跡地利用について

ア　統合後は都留文科大学附属小学校が閉校となりますので、学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、避難場所として位置づけられていることもあることから、跡地の利用については、地域の皆様と十分協議しながら検討していきます。

イ 閉校後の学校施設については、市総務部財務課が所管し、その利活用については、地域住民と協議して決定していきます。

(6) 学校運営協議会について

ア 統合後速やかに新・谷村第一小学校に学校運営協議会を設置することとします。そのための準備行為として、統合準備委員会において学校運営協議会の設置について検討し、その内容を新・谷村第一小学校の学校運営協議会に引き継ぐものとします。

イ 学校運営協議会設置に向けた検討においては、両校の歴史・文化・伝統を尊重しながら、統合前から新・谷村第一小学校を運営していくための両校の連携体制を構築していくものとし、両校の特色を新・谷村第一小学校の学校運営方針等に生かすための議論を交わします。

ウ 統合前における都留文科大学附属小学校の児童の思い出づくりにつながる体験活動についても協議し、実施します。

(7) その他

ア 都留文科大学附属小学校学区の児童の放課後の居場所を確保するため、希望に応じて統合後の都留文科大学附属小学校にて学童保育を継続することを要請するとともに、令和6年度に開設した放課後子ども教室とも連携していきます。

イ 令和7年度に認証取得を目指し、谷村第一小学校で取り組んでいるインターナショナルセーフスクールの取り組みは、認証が取得できた際には、統合後も継続して取り組んでいくことを想定しています。

○都留市小中学校統合準備委員会条例

(令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 都留市立小学校又は中学校(以下「学校」という。)の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、都留市小中学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、統合する学校の統合準備に関することその他統合に関し必要な事項に関することについて調査及び審議をし、その結果について教育委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 準備委員会は、統合する学校の組合せごとに組織し、統合する学校数に 10 を乗じて得た数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の通学区域内の住民を代表する者
- (3) 統合する学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 第 1 項に定めるもののほか、専門的な事項を検討するため、準備委員会に専門委員を置くことができる。

(委員等の任期)

第 4 条 委員及び専門委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条の所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が前条第 2 項各号に規定する要件のいずれにも該当しなくなったときは、その職を失うものとする。

3 委員又は専門委員に欠員を生じたときは、補欠の委員又は専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 準備委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 準備委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 準備委員会は、第2条に規定する事項について調査検討を行うために専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。
 - 3 専門部会の委員は、第3条第2項に規定する委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選により選出する。
 - 5 専門部会は、部会長が招集し、運営については第6条の規定を準用する。

(守秘義務)

- 第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第9条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中「各種委員・協議会の委員」の規定を準用する。

(庶務)

- 第10条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○都留市小中学校統合準備委員会ワーキンググループ設置要綱

(令和7年教育委員会訓令第2号)

(設置)

第1条 都留市小中学校統合準備委員会条例(令和7年都留市条例第1号)に規定する都留市小中学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)において調査及び審議をする事項に関し、具体的な調査、検討、調整等を行うため、準備委員会ごとにワーキンググループを置く。

(組織)

第2条 ワーキンググループの構成員は、統合する学校の教職員の中から当該学校の校長が指名し、準備委員会が選任する。

- 2 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選により選任する。
- 3 リーダーはワーキンググループの事務を掌理し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

(会議)

第3条 ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。ただし、リーダーが選任されていない場合は、準備委員会委員長が招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(準備委員会への報告)

第4条 ワーキンググループは、協議、検討、調整等の結果について、準備委員会へ報告する。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)学校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年3月25日から施行する。